（郵便信書認可）　（本號六頁）　明治二十二年十一月廿三日　1　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日二日も休刊無し

第二千四百八十二號
明治廿二年十一月廿三日曜日
舊暦巳壯十一月朔日（癸卯）
日出午前六時二十六分　入午後四時十二分
月出午前六時十二分　入午後四時四十六分
潮汐午前十時五十分　午後十時二十一分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送賃告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より郵送にて郵便にて遞送スルモノニ限り右定價の外に一箇月十五錢の遞送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢として地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

政府部内の秩序

一國政治社會の秩序を靜肅ならしめんとするには先づ政治の本源たる政府部内の紀律を整へざる可らず東洋風の習慣に由れば凡そ政府の祿を食むものは其職務の如何を問はず皆是れ言實あるものにして上は當局の大夫より下は閑散の士人に至るまで前言直諫を以て忠義と心得、銘々勝手ゑ政治の事に容喙するを能となし世間にても亦ふれを稱賛して美風と認めたれども是れは尙ほ政治に幼稚なる未開社會の常にして今日より評すれば政治の秩序なきものと云はざるを得ず社會の氣運次第に發達して隨て政治の機關整頓するに至れば政府部内に斯る不取締あるを許さずして西洋諸國の例によれば政府の官吏に政務官と事務官との區別あり政務官なるものは政府に立て政略の方針を執り其施設若し國内多數の希望に偽はざるときは責任を負ふて身を退くの例にして隨時内閣の更迭を致すゆゑなれども事務官は則ち然らず時の當局者の何人たるを問はず又政略の如何に拘らず唯己れが擔任する事務に執掌し其進捗を致すを以て一身の本職と爲し政治の事に關しては曾て口を開かず即ち公僕の務ゑ從ふものなり蓋し立憲制の常として政府と議院と相待て政治機關の運動を爲すの場合には内閣更迭の機に際し若しも部内の秩序一定せざるに於ては機關の運動圓滑ならずして制度の美を見る可らず即ち此區別の必要なる所以なり凡そ此邊の意味は今の世に何人も理解する所なれども我國の事情を見るに近來は諸般の制度やゝ整頓して殆んど東洋傳來の弊風を脱したるが如くなれども年來染込みたる習慣は全く忘るゝゝみと能はざるものと見え國會の開設僅に年を隔つる今日に於ても何か出來事の起るに遇へば年少氣鋭の官吏中には動もすれば平生の心得を忘れ分外の事に容喙するの弊蹤なきにあらず過日の本紙上に記したる雜報中に左の一節あり

簡略我國は今に始まりたる次第には非ざれども兎角事務官にして政務を喋々するの傾きありて一事件の内閣に關るものあれば各省中の若事務官は忽ち其是非を論じ三々五々此處に集會を催ほすものあれば彼處に遊說し試ひるもあり其だしきは事務時間中に病と稱して郊外の貴墅を敲き自己の所說を陳じて或は慫慂し或は排斥する中には大膽にも同氣相求めて勝手に編立てたる方略を獻ずるもあり餘りの出過たる仕打なれば政務者は一喝の下に賣却するゆゑとなるべしと思ひの外却て採用の榮を辱ふするの事例あるゆゑ群小は益々異議を進めて遂には政務の擾亂を來すゆゑとなしとせず現に昨今の如きも内閣の雲行きに少しく異變を催ほしたりとの噂さあるより各省の事務官は頻りに密會を催ほし遊說を試み常務は殆んど手に付かざる有樣ありと云へば又々之れが爲めに事務の凝滯を釀成するのみか延て閣議にまで餘波を及ぼすの恐れはなかるべきやと老政治家中には腸を焦し居るものもあるよしなれども元來斯る惡習の行はるゝに至りたるは其原因種々樣々にして古來我國に行はれたる情實の餘は今日の政府中にも未だ全く餘臭を脱するに至らずして少しも政務に關係なき事務官の如きも大臣の去就に依て其進退を決するの事情あれば常に内閣の雲行に怠を注ぎて奔走周旋する處あるも其故なきにあらざるのみか近來歷々たる老政事家にして壯者の智を借るものの多く自ら公言して壯者に學者多し依賴せざるべからずと已れを賤めて壯年の氣を迎ふるの傾きあるより只さへ進んで爲すあらんとする所なれば此機乘すべしとなし爭ふて其範圍を脱し犯すべからざるの境を犯さんとするに至るものなれば今其習弊を矯めて政務、事務の區別を判然ならしめんとするには先達の士は大いに自重して一歩も壯者の後に入を許さず後進の士も亦自ら顧みて敢て其分限を超えざる樣二者共に自ら戒むる所なかるべからず云々

右は世上の風說を記したるものに過ぎざれども果して斯る事實もありとすれば事務の凝滯を免れざるは勿論我黨が前號に述べたる如く今後の成行にて若しも當局者が責任内閣が實を擇げんとするの場合に立至り内外の輿論に衝突を致し事の圓滑ならざるは必然の勢にして識者の最も患ふる所なり此點より見れば官吏にして國會議員を兼ねるが如きも甚だ妙ならざれども是は別問題として玆に論ずるゆゑとを止め我黨は當局者が後日の策として今より政務官事務官の區別を嚴重にし政府部内の秩序を一定せんゆゑとを希望する者なり

雜報

〇九鬼全國實物取調委員長　は五六名の專門家を隨へ昨日より實物檢閲の爲め神奈川縣下へ出張せしよし

〇僧行社委員會　九段坂僧行社にては明後廿五日午後四時より同社經費上の件に付委員會を開くよし

〇京都の子爵會　東京の華族にて子爵の人々は最に子爵京都華族の子爵諸氏も之ゑ倣ふて一の子爵會を設立する事ゑ内定したる趣にて諸事打合せ等の爲め子爵梅園實紀氏外三名が本日頃上京し來るよし

〇米國新發明の水雷艇　近年ゑ至て電氣上の發明目ゑ益々進歩して實に其津涯なきは今此に抄譯する新造水雷艇を見ても亦其一斑を知るに足るべしうも在來の水雷艇には自動發砲の者あり又は砲手を乘するゑ非ざれば發砲せざる者ありたれども要するに百發百中の利器にはあらで之を用ふる毎に全船空しく塵滅に屬するのみあらず就中砲手を要する者は往々人命を害する等未だ不完全を免れざりしが近頃米國に於て發明せしヘルヒン　サベーヲ水雷艇は是迄の者を折衷して進退發砲共に電氣力を藉り其自在敏捷ある事實に古來未曾有の新兵器なりと云ふ今其機關の裝置を略述せんに先づ船體の外觀は恰も鉛筆の肇端を削りたるが如くにして全長十七フィート中部の直徑二フィートとなし更に船首より五フィート餘の長竿を突出せしめ其尖頭ゑは一箇の利鋭を具へ亦船尾には該船の運轉を掌どる爲ゑ螺旋形の水抓并ゑ梶を裝設せり斯て又中央圓筒の大部ゑは重さ三百磅の蓄電函三十三箇を裝置し之より發する數條の電線は結合せて之を一條の電索となし船側の一孔より之を出し海中を潛りて遠距離ゑある本軍艦の甲板に設けし一大蓄電器に導き接ゑ再び從前の數條ゑ分れ一技手之を監督し其數條に分れる電線の掛け樣にて水雷船の進退より敵艦の虞を撞突するまで手足を勞すよりも自在なりと云ふさて最後ゑ肝心の爆裂彈は水雷船中の艙半部に仕掛け其砲口は船首より少し下りたる點ゑ向ひ若し前に述る長竿の尖頭が外物ゑ觸るゝときは之が爲ゑ起りし壓力は直ちに能く爆裂彈を發砲するの仕掛なり且つ最も快活なるは敵艦を攻擊したる水雷船は一種の自動力に依り急ゑ進行して些少の損害をも蒙ひる事なく失ふ所は唯一條の長竿と爆裂彈のみなれば此の二者さへ再調すれば一水雷船は以て幾回となく之れを實用するゆゑとを得べきものなり由て右は此頃米國に於て實地運轉を試みしゑ其の成蹟實ゑ好結果を得たりと云ふ

〇經育に日本料理店を開く　先頃米國經育府に居住せる二三の本邦人は是迄同府ゑ於て純粹の日本料理店なきを殘念ゑ思ひ遂に一軒の會席料理店を開設せりと云ふ今同店の體裁より料理の獻立等を掲ぐるに代へて親しく實驗せる米人の評判記を記さんにそも同店はチーヤヤマト會社の所有にして經育府セームス街八十四番地にあり其近邊は各國中等社會のものども雜居して人煙頗る稠密なれども殆ど當り相應の地あらざりしを以て餘輩ゑ此に開店せしものゑり其店先を一見するに看板或は家號札を掲げざれば之を平常の商店と區別するゑ由なく他國人は素より日本人と雖ども其料理店たるゑを知る能はざるべしされども能く之を窺へば戸口并に表窓に竹簾を掛け内部の襖子は分らざる樣にし窓内の提燈と折々黑藍ゑして快活なる日本人の立廻る姿のみなりと云ふ斯て其店に入れば取次、給仕を初め幾場の者、料理人に至る迄殘らず日本人ゑしてやがて食堂に登れば壁には東洋畫の掛物を飾り支那風の國旗と襖の〆師を掛廻し日本製の大花瓶には艶美なる花卉を挿む抔食卓と椅子を除くの外は絶て米國の品物を見ざる有樣ゑして要するに室内端麗にして一片の塵埃を止めず且つ店内の日本人は皆佳美ある米國風の衣服を着し髮の如きは經育の時好に從ひ萬事體裁よく只だ舉止動作に東洋風を脱せざる所あると其用ふる處の英語會話の抑揚を缺くは聊か殘念ゑれども是れ亦是非なきゑ次第なるべし扨次に第一給仕が持來るゑは正方形なる漆塗の膳にして此上ゑ魚類の壓燒を盛りたる一皿あり元來日本にありては是迄鰕類魚肉野菜等を常食とし鳥獸などの肉を食ふゑとは殆んど稀なりしが近來は獸米の肉食風に化しども此店にては殆んど第二もスープの如きも亦照燒にして野菜を上、其風味も亦頗る肉を見る事なり亦二三種調理せし者の新鮮なる蔬菜をゆるは實に妙なり全く之に反して下の量のアルコールを具へ食事の際魚そは兎も角も右料理を具へ食事の際魚の用に供すれば少食事全く卒れば一の線は雅致に不規則れ日本製ならざれ何となく珍しかる料理店と異ゑるのむものなるを以て國料理ゑ比較すれの評判斯くの如くするに至るべしと

〇人民の激昂　富山午後三時頃より四百何となく不穩の集會を催ほし其數手に別れ一隊は警請求する所あるなど戸ゑとに高張提燈風情なりしが其夜たる由今其原因なゑ譏を經て同縣より金をなす等なりしなり而して其開く事となりたるゑ經て久利須村ゑ達程縣令百四號を以て町村を起點となしに及びたるなりと

〇熊本縣の撰舉騷動　もなき事より七名の去の非常手段を執上に記載し置きして缺員を生せしして其當選を競ふ凍開く事となりたるゑ紫溟派よりは非職して其當選を競ふ凍心は託庵の一郡ゑ輕力至らざるなく果てものゑれば反對黨の人々相應して反駁演說爭既に斯くの如くなひを携へ空手獨行すりの產を見出さんと方行逸ひの際衝ゑ當涙には七名の怪我人